

4 備考

本件については、今回の県民意見提出手続の実施とは別に、静岡県屋外広告物条例施行規則の規定に基づき公告し、同じ内容の資料を縦覧しますので申し添えます。

(参考：静岡県屋外広告物条例施行規則の規定に基づく公告、縦覧)

1 公告日予定日 平成27年12月8日

2 公告、縦覧の内容

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告整備地区の指定案

3 意見書を提出できる方

当該広告整備地区の住民、当該広告整備地区において屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者及び利害関係人

4 縦覧の期間、意見書の提出期間

平成27年12月9日(水)から平成27年12月24日(木)まで

5 縦覧の場所、意見書の提出先

・静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課

(〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号)

・静岡県沼津土木事務所都市計画課

(〒410-0055 沼津市高島本町1番3号)

6 意見書の提出方法 持参又は郵送

7 意見書に記載すべき事項

・意見書提出者の氏名、住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)及び電話番号

・利害関係人にあっては、利害関係の内容

・韮山反射炉周辺広告整備地区の指定の案に対する意見

担 当 景観づくり推進班 望月

電話番号 054-221-3490

FAX番号 054-221-3493

E-Mail keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp